

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

令和7年10月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治

免許の取消をした年月日	氏 名	登録番号	取消しの理由
令和7年10月27日	福盛田 立明	7870	死亡
令和7年10月27日	市川 幹康	9140	死亡
令和7年10月27日	池上 昭	27502	死亡
令和7年10月27日	大石 一	28756	死亡
令和7年10月27日	西村 正樹	29866	死亡